

# 2017年度の内部統制システムの整備及び運用状況

## ■ 2017年度第1回通常理事会における決議内容

本会は、2016年に作成した『中期経営計画(2017～2021)』において「経営の安定化及び強化」を掲げ、その一環として一般財団法人にふさわしいコーポレートガバナンス体制について検討してきました。

その結果、本会のコーポレートガバナンスの強化策として、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に定める「理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」等(以下、「内部統制システム」という)を次のとおり整備することが、2017年度第1回通常理事会において決議され、2017年度定時評議員会に報告されました。

### 1. 内部統制システムに関する基本方針の策定

会長は、内部統制システムに関する基本方針を策定する。この方針は、次の事項を含むものとする。

- 1) 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 5) 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項及び当該使用人の理事からの独立性に関する事項、並びに監事の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 6) 理事及び使用人が監事に報告をするための体制、その他の監事への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、並びにその他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 7) 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 8) 本会及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

## 2. 内部統制システムの整備

上記方針に基づき、本会の業務運営の適正性・適法性を確保し、持続的成長を可能とする経営基盤を構築するため、内部統制システムを整備する。

なお、内部統制システムは、次の事項を含むものとする。

- a) 本会の内部統制システムを確立・構築し、実施し、維持し、継続的に改善するための指針として『内部統制マニュアル』を制定する。
- b) 内部統制システムを機能させるにあたり、本会の経営に重大な影響があると予測できるリスク要因に十分配慮するものとする。
- c) 上位組織における権限及び責任の明確化を図り、理事の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- d) 本会役員(グループ各社の役員等を含む)が守らなければならない基本原則をまとめた『コンプライアンスマニュアル』を制定する。

## 3. 内部統制委員会の設置

会長を長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムを適正に運用するものとする。

### ■ 内部統制システムの整備及び運用状況

2017年度第1回通常理事会における決議を受け、本会が同年度に実施した内部統制システムの整備及び運用状況は、次のとおりです。

なお、同内容は、2018年度第1回通常理事会において決議され、2018年度定時評議員会に報告されました。

#### 1. 内部統制システムに関する基本方針の策定

本会の業務の適正を確保するため、『内部統制システムに関する基本方針』を策定し、これを組織内に伝達するとともに、必要に応じて、利害関係者が入手可能な状態としました。

本方針に基づく、本会の内部統制システムの整備・運用状況の概要は「別紙」のとおりです。

## 2. 内部統制システムの整備

### a) 内部統制マニュアルの作成

本会の業務の適正を確保するための体制に関する要求事項について規定した『内部統制マニュアル』(2017年4月1日施行)を作成しました。

本マニュアルは、公開企業の内部統制整備・構築における基準となっている「COSO フレームワーク」(トレッドウェイ委員会支援組織委員会が米国で発表した『内部統制の基本的な枠組み』)に従い作成され、本会が内部統制システムを整備、運用及び継続的に改善するための指針としました。

また、国内の全部所を対象に『内部統制システムセルフチェックリスト』を配布し、組織における内部統制システムの認識度、浸透度を調査しました。

その結果、内部統制システムは、組織内において一定程度認識されたと判断しました。

今後は、職員の認識をより深めるために、継続的な対策を講じることとします。

### b) 全社リスク管理

2017年第1回通常理事会において、本会の経営に重大な影響があると予測できる重要プロセスとして次の業務が報告され、計画的に対策を講ずるものとされました。

- 1) 「経営者への情報伝達の不備」
- 2) 「改正個人情報保護法への対応」
- 3) 「大規模災害」
- 4) 「基幹IT業務システムの障害」
- 5) 「風評被害による顧客からの評判悪化」
- 6) 「経理業務における不正行為(横領、背任等)」
- 7) 「新規事業戦略(投資及びM&Aを含む)」

これを受け、2017年度は、『リスク管理規則(暫定版)』を作成し、上記7項目に対するリスク分析及び評価を実施しました。

具体的には、業務毎に『リスク分析シート』を作成し、担当部所との協同により、リスクを特定、分析及び評価し、特定されたリスクはコントロールの実施が可能であることが確認されました。

また、コントロールの実施後、残留しているリスクは、受容可能(許容可能)なレベル内であることが確認されました。

今後は、『リスク管理規則』を制定したうえで全社的に適用し、より広範な業務におけるリスク管理の継続及び強化を図ることといたします。

c) 上位組織(評議員会、理事会)運営方法の見直し

理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(一般財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制)の構築の一環として、上位組織における権限及び責任の明確化を図りました。

2017年度は、評議員会、理事会及び技術委員会への付議事項の明確化及び付議基準の見直しを行い、その結果を『理事会運営規則』、『技術委員会規則』及び『会規管理規則』に明確に規定しました。

d) コンプライアンス・マニュアルの作成

本会のすべての役職員(グループ各社の役職員等を含む)が守らなければならない基本原則として、『コンプライアンス・マニュアル』(2017年4月1日施行)を作成した。

同マニュアルの中で『行動憲章』を制定し、「第三者機関として、この公益性の極めて高い、公正、透明かつ適正なサービスを、継続的、安定的に提供するため、本会のすべての役員および職員は、社会から信頼を得られるよう常に高い倫理観を持ち、公正かつ誠実な行動の実践を目指します。」としました。

また、全部所を対象にセルフチェックリストを配布し、組織における『コンプライアンス・マニュアル』の認識度、浸透度を調査しました。

その結果、本会のコンプライアンス体制が職員に深く認識されたことを確認しました。

今後も、職員のコンプライアンスに対する意識をより高めるために、継続的な対策を講じることといたします。

### 3. 内部統制委員会の設置

業務執行における不正リスクを未然に防止する役割として、内部統制委員会を設置しました。

その体制は、次のとおり『内部統制マニュアル』に規定し、会議を定期的実施し、議事を記録するものとなりました。

- 本会代表理事を内部統制委員長(以下、「委員長」という)とし、内部統制の構築、整備、運用及び改善における全ての責任者とする。
- 委員長は、内部統制に係る業務を統括管理するために内部統制責任者を任命する。
- 委員長は、内部統制に係る業務を推進するために内部統制委員を任命する。
- 内部統制委員会の活動支援及び事務を処理する事務局を内部統制委員会に置き、内部統制責任者が任命する者を充てる。事務局は、内部統制委員会の議事を記録し、議事録を作成する。

また、『内部統制委員等指名の件』(2017年4月1日施行)を示達し、内部統制委員を任命するとともに、常勤監事がオブザーバーとして会議に参加するものとなりました。

2017年12月25日に第1回内部統制委員会が開催され、主に、上述の全社リスク管理におけるリスク分析及び評価結果について了承されました。

## ■ 内部統制システムの評価に関する事項

コンプライアンスにおける取り組みが、以下のとおり、評価されました。

- 1) 2017年11月10日、東京消防庁 予防部長  
感謝状;貴協会は平素から消防行政に深い関心を寄せられ火災予防及び人命安全対策に多大な貢献をされました。ここに秋の火災予防運動にあたり深く感謝の意を表します。
- 2) 2017年12月13日、千代田区千代田清掃事務局長  
2017年度事業用大規模建築物所有者等の顕彰について;  
2016年度に実施いたしました事業用大規模建築物の立入調査結果が良好であり、引き続き優良な取り組みを実践されています貴建築物を、顕彰物件とさせていただくことになりました。

上記の評価の結果、本会の内部統制システムは有効に機能していると判断しました。

以上

(別紙)

『内部統制システムに関する基本方針』に基づく、本会の業務の適正を確保するために必要な体制および整備・運用状況の概要は、次のとおりである。

業務の適正を確保するために必要な体制	整備・運用状況の概要
① 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	<ul style="list-style-type: none"><li>• 本会のコンプライアンスに関する基本原則をまとめた『コンプライアンス・マニュアル』を作成し、全職員に周知した。</li><li>• コンプライアンス推進体制として、コンプライアンス委員会を立ち上げ、また、職員等からの報告もしくは相談を受け付ける相談窓口を本会内部及び外部に設置した。</li><li>• 近年の国際情勢に鑑み、制裁対象及び反社会勢力の排除等を図るため、『船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件』の一部改正を行い、本会のコンプライアンス体制を更に強化した。</li><li>• 2017年5月に施行した改正個人情報保護法に対応し、『個人情報保護規則』の全面改正及び関連規則の整備を行った。</li></ul>
② 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	<ul style="list-style-type: none"><li>• 本会が所有する情報資産の管理強化を目的とする、『情報セキュリティ方針』を制定し、全職員に周知した。</li><li>• 本会職員の情報リテラシーとセキュリティ意識を高めることを目的とし、実践的なサイバー攻撃訓練を実施し、標的型攻撃メールへの対応手順を職員に周知した。</li><li>• また、本会が所有する機密情報等が、不正競争防止法上の営業秘密として保護されるための要件を満たすことを目的とし、『文書取扱規則』を一部改正し、全職員に周知した。</li></ul>
③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	<ul style="list-style-type: none"><li>• 本会の経営に重大な影響があると予測できる重要な業務プロセスを次のとおり特定し、2017年度第1回通常理事会に報告した。<ol style="list-style-type: none"><li>1. 経営者への情報伝達の不備</li><li>2. 改正個人情報保護法への対応</li><li>3. 大規模災害</li><li>4. 基幹IT業務システムの障害</li><li>5. 風評被害による顧客からの評判悪化</li><li>6. 経理業務における不正行為(横領、背任等)</li><li>7. 新規事業戦略(投資及びM&amp;Aを含む)</li></ol></li><li>• 本会の目的の達成に影響を与える事象について、目的の達成を阻害する要因をリスクとして識別し、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対策を講じるための基本的事項を定めた『リスク管理規則(暫定版)』を作成し、これに基づ</li></ul>

	<p>いて上記7大業務プロセスに対するリスクアセスメントを実施した。</p>
<p>④ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 理事の職務の執行が効率的に行われることを目的とし、理事会等に付議すべき事項の見直しを行い、その結果、『理事会運営規則』、『技術委員会規則』及び『会規管理規則』を一部改正した。</li> </ul>
<p>⑤ 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項及び当該使用人の理事からの独立性に関する事項、並びに監事の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項</p> <p>⑥ 理事及び使用人が監事に報告をするための体制、その他の監事への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、並びにその他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 『内部統制マニュアル』において、「必要に応じて監査委員会を設置することができる」とし、以下の体制を規定した。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 監事は、経営者から独立した立場において内部統制の整備及び運用状況の監督を行い、必要に応じて、その職務を補助すべき職員等を監査委員として任命することができる。</li> <li>2. 監事及び監査委員により監査委員会を構成する。</li> <li>3. 監査委員の人事評価、異動及び懲戒の決定は、監事の同意を得るものとする。</li> </ol> </li> <li>• 『監事監査実施要領』において、以下が規定されており、適切に運用されている。 <p>(監事会の構成)</p> <p>第4条 監事会は、すべての監事で構成する。</p> <p>(監事会の職務)</p> <p>第5条 監事会は、監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監事の職務の執行に関する事項の決定を行うことができる。ただし、各監事の権限の行使を妨げることはできない。</p> <p>(監事会の運営)</p> <p>第6条</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 監事会は、毎年2月、6月、9月及び12月の年4回開催する。ただし、必要があるときは随時開催するものとする。</li> <li>2. 監事会は、その決議によって監事の中から議長を定める。監事会の議長は、監事会を招集し運営するほか、監事会の委嘱を受けた職務を遂行する。ただし、各監事の権限の行使を妨げるものではない。</li> <li>3. 監事会に出席した監事は、監事会議事録に署名又は記名押印するものとする。</li> </ol> </li> </ul>

<p>⑦ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 『監事監査実施要領』において、以下が規定されており、適切に運用されている。</li> </ul> <p>(監査費用)</p> <p>第9条 監事は、その職務の執行について生ずる費用について、この法人から前払い又は償還を受けることができる。</p>
<p>⑧ 本会及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本会は、関係会社等の業務の適正かつ円滑な遂行を確保し、企業グループとしての事業の発展を図ることを目的とし、『関係会社管理に関する規則』を制定している。これに基づき、子会社から、随時必要な事項の報告を受け、本会グループ全体を通じて適正に業務を執行できる体制を構築している。</li> <li>• 『コンプライアンス・マニュアル』を本会グループ会社にも適用するとともに、各社における社内規程の整備を図っている。</li> </ul>

以 上